

加茂市下水道事業公営企業会計適用業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

加茂市下水道事業公営企業会計適用業務委託

2. 業務の目的

本業務は、加茂市が経営する下水道事業について、地方公営企業法を適用するうえで必要となる、固定資産調査及び評価、公営企業会計移行支援、公営企業会計システム導入検討、下水道台帳のデジタル化を行い、公営企業会計への移行を円滑に推進することにより、財務状況を明確化し、透明性の高い持続可能な経営及び下水道業務の効率化・高度化、住民サービスの向上を実現することを目的とする。

3. 業務内容

別紙「加茂市下水道事業公営企業会計適用業務委託 仕様書」のとおり

4. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

5. 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「加茂市下水道事業公営企業会計適用業務委託 公募型プロポーザル方式受注者選定委員会」の審査結果に基づき、優先交渉者を選定する。

6. 業務規模（提案上限額）

82,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度の支払限度額は、次のとおりとする。

令和3年度 16,500,000円

令和4年度 33,000,000円

令和5年度 33,000,000円

なお、この金額は予定価格を示すものではないことに留意すること。

7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 令和3・4年度加茂市競争参加資格者名簿に記載されている者。
- (2) 地方自治法施行法令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては更生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (5) 国又は新潟県及び加茂市において、指名停止期間ではないこと。
- (6) 参加表明書の提出時から契約締結までの間に、加茂市から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者ではないこと。
- (8) 過去5年間（平成28年度から令和2年度）に、地方公共団体が発注した以下に示す同種業務①～③の完了実績を1件以上有するもの（但し、①～③の業務は同一業務でなくてもよい）。

同種業務：下水道事業対象の新会計基準における

- ① 固定資産調査・評価
- ② 企業会計移行支援
- ③ 下水道台帳管理システム構築

- (9) 新潟県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (10) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者については、過去5年間（平成28年度から令和2年度）に、地方公共団体が発注した（8）に示す同種業務①～③のいずれかの完了実績を1件以上有すること。また、管理技術者及び照査技術者については、直接雇用関係にある次の資格を有する者を配置すること。なお、管理技術者と照査技術者を同一のものが兼務することは認めない。

(ア) 管理技術者及び照査技術者（以下いずれかの資格を有する者）

- ・技術士（部門：上下水道 分野：下水道）
- ・技術士（部門：情報工学 分野：情報システム）
- ・技術士（部門：総合技術監理 分野：上下水道）
- ・RCCM（部門：下水道）

- (11) システム運用・空間データの利活用を含めた総合業務管理を促進させることを目的とし、管理技術者、照査技術者、担当技術者のうちいずれかにおいて、空間情報

総括監理技術者の有資格者を1名以上配置すること。

- (1 2) 地方公営企業会計基準等に精通した公認会計士または税理士の有資格者を配置すること（社外可）
- (1 3) 以下の認証を受けている者。
 - ・ ISO9001（品質マネジメントシステム）
 - ・ JISQ15001（プライバシーマーク）
 - ・ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

8. 実施スケジュール

※各実施日については、事務上の都合により変更する場合がある。

No.	内容	日程
1	公告	令和3年5月11日（火）
2	質問受付期間	令和3年5月11日（火） ～令和3年5月24日（月）
3	質問に対する回答	令和3年5月12日（水） ～令和3年5月26日（水）
4	参加表明書提出期限	令和3年5月31日（月）
5	企画提案書等提出期限	令和3年6月16日（水）
6	プレゼンテーションの参加要請	令和3年6月28日（月）※予定
7	プレゼンテーションの実施	令和3年7月 5日（月）※予定
8	結果通知	令和3年7月12日（月）※予定

9. 事務局

- (1) 所在地 〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
- (2) 担当課 加茂市上下水道課庶務係
- (3) 担当者 外山 博昭（下水道事業担当）
- (4) 電話 0256-52-0080（代表） FAX 0256-53-4677
- (5) 電子メール gesui@city.kamo.niigata.jp

10. 質問書の提出

本要領及び仕様書の内容について疑義のある場合は、「質問書」（様式第2号）を下記のとおり提出すること。質問内容及び回答については、令和3年5月26日（水）までに、質問者の名前を伏せて、加茂市上下水道課下水道事業のホームページ上で回答する。なお、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和3年5月24日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。
- (3) 提出先 9に定める事務局電子メールアドレス宛。
提出した際は、事務局に着信確認をおこなうこと。

1 1. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 参加表明書 (様式第 1 号)
- (2) 提出先 9 に定める事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること (郵送の場合は、簡易書留郵便とする)
- (4) 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで (土日祝日は除く)
- (5) 提出期限 令和 3 年 5 月 31 日 (月) 午後 5 時 15 分まで (必着)
- (6) 提出部数 1 部 (正本 1 部)

※提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合は、いかなる場合も提案書の提出はできないものとする。

1 2. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - (ア) 企画提案書表紙 (様式第 3 号)
 - (イ) 会社概要 (様式第 4 号)
 - (ウ) 業務実績 (様式第 5 号)
 - (エ) 予定技術者経歴書及び実績調書 (様式第 6～8 号)
 - (オ) 企画提案書 (任意様式)
 - (カ) 業務工程表 (任意様式)
 - (キ) 見積書 (様式第 9 号)
 - (ク) アからキの電子データ (CD-R)
- (2) 提出先 9 に定める事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること (郵送の場合は、簡易書留郵便とする)
- (4) 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで (土日祝日は除く)
- (5) 提出期限 令和 3 年 6 月 16 日 (水) 午後 5 時 15 分まで (必着)
- (6) 提出部数 6 部 (正本 1 部、副本 5 部) 但し、見積書は正本 1 部のみ

13. 企画提案書等の作成及び記載内容

- (1) 企画提案書（任意様式）については、別紙「加茂市下水道事業公営企業会計適用業務委託 仕様書」に記載の業務内容について、以下の構成により提案すること。

No.	記載項目	記載内容
1	実施方針	本市の現状や特性、地域性を踏まえ、本業務を実施するにあたっての業務実施方針を記載する。
2	実施スケジュール及び体制	業務委託期間である令和6年3月までの作業スケジュールを記載する。
3	固定資産調査	資産調査や台帳を整備・評価するうえでの考え方や具体的な実施内容や手法について記載する。
4	公営企業会計移行支援	移行事務支援について、その考え方や手法などを記載する。
5	下水道台帳データ作成及びシステム構築	データ作成の手順や、管理・活用方法について記載する。
6	品質、情報セキュリティ対策	成果の品質確保、情報セキュリティへの考え方や具体的な実施内容を記載する。
7	追加提案	仕様書に記載する内容以外で、独自技術等を活かした提案や取り組みについて記載する。

- (2) わかりやすい提案書にするために、図表等を用いることを可とする。
- (3) 提案内容の様式は原則A4版サイズとする。
- (4) 本文に使用するフォントサイズは、10.5ポイント以上とし、両面で20ページ以内とする。但し、A3版の折込みは可とするが2ページ換算とする。
- (5) 見積書については、各年度の業務内容及び金額がわかるように作成すること。また、参考として下水道台帳管理システムにかかる台帳更新費用、システム保守費用を記載すること。

なお、下水道台帳更新数量は年間、管路2km、マンホール40箇所、公共樹25箇所程度である。詳細な仕様は提案内容等を踏まえ別途協議するが、予算は税込400万円程度を想定している。

14. プレゼンテーションの参加要請

企画提案書を提出した者について、本業務に係るプロポーザル参加要件を全て満たしているかを確認する。すべて満たしている者を、提案資格を有する者とする。プロポーザル参加資格要件を満たさない者については、書面によりその旨を通知する。

ただし、提案資格を有する者が5者を超える場合、提出された企画提案書について、別に定める評価基準により書類審査を行い、上位5者に対してプレゼンテーションの実施を要請するものとする。

15. プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づいて、提案説明及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施場所 加茂市役所 3階会議室
- (2) 実施日 令和3年7月5日(月) 予定
- (3) 出席者 プレゼンテーションは、本業務の管理技術者及び関連する担当者等を含め参加人数は5名以内とする。
- (4) 出席者 実施時間 40分(提案説明30分、質疑応答10分)
質疑がない場合は、その時点で終了とする。
- (5) 提案説明は、企画提案書に記載されていることのみとする。
- (6) 市が準備する機材は以下のとおりとするが、これ以外に必要な機材等は提案者が用意すること。
 - ・スクリーン
 - ・プロジェクター
 - ・投影ケーブル
 - ・延長コード
- (7) その他、プレゼンテーションの具体的な開始時間等は、参加業者に個別に通知する。

16. プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届(様式第10号)を提出するものとする。

- (1) 提出先 9に定める事務局
- (2) 提出方法 持参または郵送にて提出すること(郵送の場合は、簡易書留郵便とする)
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く)
- (4) 提出期限 プレゼンテーション実施日の前日まで(土日祝日は除く)

17. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルにおいては、評価委員会が以下項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

No.	審査項目
1	企業及び技術者の実績・資格要件
2	企画提案書
3	プレゼンテーション
4	参考見積

18. 評価結果の通知

(1) 結果の通知及び公表

プロポーザルの結果公表は、提案者に対する文書の個別送付により行う。

審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 公表事項

プロポーザル結果に関する公表事項は、各提案者に対する評価の総合点、受託候補者名とする。

19. 契約

- (1) 受託候補者は、仕様書及び提案内容に基づき、調整を行い、委託契約を締結する。
- (2) 特段の事情により受託候補者と契約締結できなかった場合は、評価において次点候補者を繰り上げて、新たな受託候補者とする。

20. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、該当提案者を失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しない場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2案以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 参考見積が提案限度額を超える場合や一定の価格を下回る場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約の履行をすることが困難と認められる状態である場合
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、評価委員が失格であると認めた場合

21. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案書は、本件用途以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (4) 受託候補者特定後、受託候補者と協議のうえ、業務委託契約の仕様書の確定を行う。
なお、当該協議の結果、仕様書の訂正、追加、削除等を行うことがある。
- (5) 本市において作成された資料は、本市の許可なく公表、使用することはできない。
- (6) 参加者が1者の場合は、本市が定める基準を満たした提案内容であれば、委託の相手方として選定する。
- (7) 企画提案書に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。ただし、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて本市の了解を得なければならない。
- (8) 本業務の再委託は禁止する。ただし、本市の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (9) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

以上